

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

## 〔府令〕

四 次

- 銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(内閣府一四)

## 〔府令・省令〕

- 銀行政法施行規則等の一部を改正する内閣府令(内閣府一四)
- 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令(内閣府・財務・経済産業二)
- 労働金庫法施行規則の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働五)
- 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令及び農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令(内閣府・農林水産五)
- 義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令(文部科学一〇)
- 国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令(厚生労働六)

## 〔省令〕

- |  |  |   |  |
|--|--|---|--|
| 二 六  | 五 四  | 三 二   | 一 元  |
| ○銀行法施行規則第十九条の二第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件(同二二)      | ○核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の一部を改正する省令(経済産業二)  | ○動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令(同二二)   | ○農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令(農林水産二〇)   |
| ○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働五)  | ○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令(内閣府・農林水産五)   | ○銀行法施行規則第八十三条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件 | ○協同組合による金融事業に関する法律施行規則第七十二条第一項の規定に基づき、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件(同二五) |
| ○漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第四十九条の二第二項の規定に基づき、同項の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項を定める件(金融庁・農林水産九)                         | ○農業協同組合等の信用事業等に関する命令第四十九条の二第一項の規定に基づき、農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部を改正する件(同二五)                       | ○漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第四十九条の二第一項の規定に基づき、漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部を改正する件(同二二)            | ○労働金庫法施行規則第八十三条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、労働金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定めるものを定める件(金融庁・農林水産九)    |
| ○労働金庫法施行規則第一百三十二条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件(同二二) | ○労働金庫法施行規則第一百三十二条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、労働金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件(同二二) | ○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので公表する件(同二二)   | ○労働金庫法施行規則第一百三十二条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、労働金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件(同二二)                     |
| ○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があつたので公表する件(同二二)   | ○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があつたので公表する件(同二二)  | ○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので公表する件(同二二)   | ○労働金庫法施行規則第一百三十二条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、労働金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件(同二二)                     |

- |  |  |  |  |
|--|--|--|--|
| 三 五  | 二 三  | 一 二  | 元  |
| ○労働金庫法施行規則第一百三十二条第一項第六号等の規定に基づき、労働金庫法施行規則第一百三十二条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項の一部を改正する件(同二二) | ○労働金庫法施行規則第一百三十二条第一項第六号等の規定に基づき、労働金庫法施行規則第一百三十二条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項の一部を改正する件(同二二) | ○漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第四十九条の二第一項の規定に基づき、漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部を改正する件(同二二) | ○労働金庫法施行規則第一百三十二条第一項第六号等の規定に基づき、労働金庫法施行規則第一百三十二条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項の一部を改正する件(同二二) |
| ○労働金庫法施行規則第一百三十二条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、労働金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件(同二二)             | ○労働金庫法施行規則第一百三十二条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、労働金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件(同二二)             | ○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので公表する件(同二二)                                    | ○労働金庫法施行規則第一百三十二条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、労働金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件(同二二)             |
| ○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があつたので公表する件(同二二)   | ○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので公表する件(同二二)  | ○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので公表する件(同二二)                                    | ○労働金庫法施行規則第一百三十二条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、労働金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件(同二二)             |

- |  |  |   |  |
|--|--|---|--|
| 三 六  | 二 二  | 一 二   | 元  |
| ○労働金庫法施行規則第一百三十二条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、労働金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件(同二二) | ○労働金庫法施行規則第一百三十二条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、労働金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件(同二二) | ○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので公表する件(同二二) | ○労働金庫法施行規則第一百三十二条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、労働金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件(同二二) |
| ○労働金庫法施行規則第一百三十二条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、労働金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件(同二二) | ○労働金庫法施行規則第一百三十二条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、労働金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件(同二二) | ○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので公表する件(同二二) | ○労働金庫法施行規則第一百三十二条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、労働金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件(同二二) |
| ○労働金庫法施行規則第一百三十二条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、労働金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件(同二二) | ○労働金庫法施行規則第一百三十二条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、労働金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件(同二二) | ○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので公表する件(同二二) | ○労働金庫法施行規則第一百三十二条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、労働金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件(同二二) |

(以下次のページへ続く)

(前のページより続き)

○ 政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので公表する件(同一一〇)

○ 夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件

(同一一)

○ 個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件(財務一〇〇)

○ 株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令第九条の規定により読み替えて適用する同項の規定に基づき、危機対応業務及び危機対応田滑化業務の実施に関必要な事項を定める告示(財務・農林水産・経済産業四)

○ 平成二十四年度において使用される特別支援学校の教科書の定価を認可した件(文部科学六一)

○ 文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドラインを定める件(同一六二)

○ 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件(厚生労働一八三)

○ 平成二十四年度における高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定に関する厚生労働大臣が定める率及び額を公示する件(同一八四)

○ 高齢者の医療の確保に関する保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の規定に基づき、平成二十四年度における全保険者平均前

期高齢者加入率見込値及び平成二十一年度における全保険者平均前期高

齢者加入率を公示する件(同一八五)

○ 平成二十四年度における改正前の老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関して厚生労働大臣が定め

る率及び額を公示する件(同一八六)

○ 介護保険法等の施行に伴う厚生省関係省令の整備等に関する省令の規定に基づき、平成二十二年度における老人保健施設療養費等確定率を公示する件(同一八七)

○ 農業協同組合法施行規則第二百七条第二項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が別に定める事項を定める件(農林水産八四三)

○ 肥料の登録の有効期間を更新した件(同一八四四)

○ 生産業者の名称又は住所の変更に係る届出があった件(同一八四五)

○ 肥料の登録が失効した件(同一八四五)

○ 出願公表後に名称変更がなされた件(同一八四七)

○ 協同農業普及事業の運営に関する指針の一部を改正する件(同一八四九)

○ 動物用抗生素医薬品基準の一部を改正する件(同一八五〇)

○ 商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界水パートナーシップの標章を指定した件(経済産業五〇)

○ 商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界水パートナーシップの標章を指定した件(同一五)

○ 商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、歐州森林研究所の標章を指定した件(同一五二)

○ 商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、モンテネグロの紋章を指定した件(同一五三)

○ 商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、モナコ公国の記章を指定した件(同一五四)

○ 商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、モナコ公国の記章を指定した件(同一五五)

○ 商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、「気候変動に関する国際連合枠組条約」の標章を指定した件(同一五六)

○ 商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、ブルガリア共和国の紋章及び記章を指定した件(同一五六)

○ 商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、チリ共和国の紋章及び記章を指定した件(同一五七)

○ 商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、ポルトガル共和国の紋章及び記章を指定した件(同一五八)

○ 商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、アラブ衛星通信機構の標章を指定した件(同一五九)

○ 商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、ベネルックス同盟の標章を指定した件(同一六一)

○ 商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、グローバル作物多様性リストの標章を指定した件(同一六二)

○ 商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、國際反職アカデミーの標章を指定した件(同一六三)

○ 商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、國際再生可能エネルギー機関の標章を指定した件(同一六四)

○ 商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、國連開発計画の標章を指定した件(同一六五)

○ 商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、「經濟協力開発機構の標章を指定した件(同一六六)

○ 商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、「氣候変動に関する国際連合枠組条約」の標章を指定した件(同一六七)

○ 国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件(同一六八)

○ 高速自動車国道に関する件(同一六九)

○ 土地收用法の規定に基づき事業の認定をした件(同一六七)

○ 埼玉北港港湾広域防災区域を定めた件(同一六六)

○ 道路に関する件(同一六七)

○ 土地收用法の規定に基づき事業の認定をした件(同一六七)

○ 道路に関する件(同一六六)

○ 都市計画に関する件(同一六七)

○ 都市公園の供用を開始する件(同一六七)

○ 道路に関する件(同一六七)

○ 都市公園の供用を開始する件(同一六七)

○ 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価の業務の廃止に関する件(同一七四)

○ 都市計画に関する件(同一七五)

○ 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価の業務の廃止に関する件(同一七五)

平成24年3月29日 木曜日

- (ウ) 開示等の求めをする者が本人又は代理人（未成年者若しくは成年被後見人の場合はその法定代理人、開示等の求めをすることにつき本人が委任した者がいる場合はその受任者）であることの確認の方法

(エ) 保有個人データの利用目的の通知又は保有個人データの開示について手数料を徴収する場合は、その徴収方法

② 関係事業者は、本人に対し、開示等の求めに対応するため、その対象となる保有個人データの特定に必要な事項の提示を求めることができる。その際、本人が容易かつ的確に開示等の求めができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便性を考慮した措置を講じなければならない。

③ 関係事業者は、①及び②の規定に基づき、開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等の求めの受付方法等に応じて適切なものになるよう配慮するものとし、特に、関係事業者が保有している個人データに比して必要以上に多くの情報を本人確認のために求めがないようにするなど、本人に過重な負担を課すものとならないよう配慮しなければならない。

(7) 手数料（法第30条関係）  
関係事業者は、保有個人データに関する利用目的の通知の求め（(1)(2)の規定参照）又は開示の求め（(2)(1)の規定参照）に応じる場合は、手数料を徴収することができる。  
その手数料の額を定める際には、実費を勘案して合理的と認められる範囲内でなければならぬ。また、手数料の額を定めた場合は、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）にしなければならない（(1)(1)(イ)の規定参照）。

9 苦情処理に関する義務（法第31条関係）  
関係事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。  
また、苦情の適切かつ迅速な処理を行うに当たり、苦情処理窓口の設置や苦情処理の手順を定める等必要な体制の整備に努めなければならない。もっとも、無理な要求にまで応じなければならないものではない。  
担当窓口名・係名、郵送用住所、受付電話番号その他の苦情申出先については、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない（第8(1)(1)(乙)の規定参照）。

10 法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応  
関係事業者は、その取り扱う個人情報（委託を受けた者が取り扱うものを含む。）について、法違反又は法違反のおそれが発覚した場合には、次の対処を実施することが望ましい。

(1) 事実調査、原因の究明  
事実関係を調査し、法違反又は法違反のおそれが把握できた場合には、その原因究明にあたる。

(2) 影響範囲の特定  
(1)で把握した事実関係による影響がどれほど及ぶのか、その範囲を特定する。

(3) 再発防止策の検討・実施  
(1)で究明した原因を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施する。

(4) 影響を受ける可能性のある本人への連絡等  
法違反の中でも、特に個人データの安全管理（法第20条から第22条まで）の違反があった場合は、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係等について、速やかに、本人へ連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置くことが望ましい。

- (5) 事実関係・再発防止策等の公表  
(4)の個人データの安全管理の違反があった場合は、二次被害の防止・類似事案の発生回避等の観点から、事実関係及び再発防止策等を、速やかに公表することが望ましい。

(6) 主務大臣・認定個人情報保護団体への報告  
事実関係及び再発防止策等について、速やかに、文部科学大臣又は法第51条の規定により関係事務を処理することとされた地方公共団体の機関(私立学校の所轄庁たる都道府県知事など)に報告するよう努めなければならない。また、認定個人情報保護団体に加入している場合は、当該認定個人情報保護団体に報告するよう努めなければならない。

第11 勧告、命令等についての考え方

- (1) 法第34条に規定される文部科学大臣等の「勧告（第1項）」、「命令（第2項）」及び「緊急命令（第3項）」については、関係事業者がこのガイドラインに沿って必要な措置等を講じたか否かについて判断して行うものとする。

すなわち、このガイドラインで「しなければならない」と記載されている規定について、個人情報取扱事業者である関係事業者が従わなかった場合は、法第16条から第18条まで、第20条から第27条まで又は第30条第2項の規定違反とされ得る。違反と判断され、実際に「勧告」を行うこととなるのは、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときである。

一方、このガイドラインで「望ましい」と記載されている規定については、関係事業者が従わなかった場合であっても規定違反と判断されることはないが、個人情報保護の推進の観点から関係事業者においては、できるだけ取り組むことが望まれる。

- (2) 「命令」は、単に「勧告」に従わないことのみをもって発することはなく、正当な理由なく勧告に係る措置が取られない場合に、個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときに限られる。文部科学大臣等は、「勧告」に従わなかつたか否かを明確にするため、「勧告」に係る措置を講ずべき期間を設定して「勧告」を行うこととする。

「緊急命令」は、関係事業者が法第16条、第17条、第20条から第22条まで又は第23条第1項の規定に違反した場合に、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときに、「勧告」を前置せずに発する。

- (3) 文部科学大臣等は、「命令」及び「緊急命令」に従わなかったか否かを明確にするため、「命令」及び「緊急命令」に係る措置を講ずべき期間を設定して「命令」及び「緊急命令」を発する。当該期間中に措置が講じられない場合、「罰則（法第56条、第58条）」が適用される。

### 第12 ガイドラインの見直しについて

このガイドラインについては、社会情勢の変化、国民の意識の変化、技術動向の変化等諸環境の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行ふものとする。

#### 附 则

二 (施行期日)  
このガイドラインは、平成二十四年四月一日から施行する

## 1 (黒龍江の旅日)

「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者等が講ずべき措置に関する指針」に関する件（平成十六年文部科学省告示第百六十一号）は、廃止する。

○厚生労働省告示第八十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十二号）第百六十八条第一項の規定に基づき、介護保険事業に係る支給交付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百二十四号）の一部を次のとおりに変更し、平成二十四年四月一日から適用することとしたので、同条第四項の規定により公表する。

平成二十四年三月二十九日

厚生労働大臣 小宮山洋子

前文に「急務である。」の下に「また、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、単身・高齢者のみ世帯の増加への対応、介護人材の確保等も喫緊の課題となつてゐる。」を加え、「廃止することとされた。」の次に次の段落を加える。

また、二千十一年(平成二十三年)には、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築を目指して、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の新たなサービス類型の創設、保険料等の増加の抑制のための財政安定化基金の取崩し、介護福祉士等による喀痰吸引等の実施、指定介護療養型医療施設について平成二十九年度末まで廃止を猶予する等の措置を講ずる制度全般の見直しが行われた。

前文に「中期的な」を削り、「第四期(平成二十一年度から平成二十三年度まで)」を「第五期(平成二十四年度から平成二十六年度まで)」に改め、「目的とするものである。」の次に次の段落を加える。

なお、東日本大震災によつて、家庭や地域等のコミュニティにおける人々の絆やつながりの重要性を再確認したことがあり、今後の介護保険の在り方を考えるにあたつても「共助」を軸とした「安心して暮らせる地域社会」に資するような仕組み(地域包括ケアシステム)を目指していくことが重要である。

第一第一号中「必要である」を「必要であり、介護サービスに関する施策、介護予防のための施策及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めること」に改め、同号3中「介護予防事業」の下に「介護予防・日常生活支援総合事業を行う場合にあつては、介護予防・日常生活支援総合事業」を加え、同号4中「高齢者の実態」の下に「医療サービス及び介護サービスの利用に関する意向を含む。」を加え、「都道府県医療費適正化計画(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)以下「高齢者医療確保法」という。)第九条第一項に規定する都道府県医療費適正化計画をいう。以下同じ。」を削り、「同号3中「介護予防事業」の下に「(介護予防・日常生活支援総合事業)」を削り、「同号4中「高齢者の実態」の下に「(医療サービス及び介護サービスの利用に関する意向を含む。)」を加え、「都道府県医療費適正化計画(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)以下「高齢者医療確保法」という。)第九条第一項に規定する都道府県医療費適正化計画をいう。以下同じ。」を加え、「都道府県医療費適正化計画における平成二十四年度末の療養病床(回復期リハビリテーション病棟である療養病床を除く。)を除く。」の病床数に関する数値目標を達成することを前提として、「都道府県医療費適正化計画における療養病床(回復期リハビリテーション病棟である療養病床を除く。)に関する記述や、療養病床を有する医療機関の転換の意向等を勘察して」に改め、同6(五)を同6(四)とし、同6に次のように加える。

第一第二号の見出し中「中期」を削り、同号中「中期的な」を削り、「示すこと。」の次に次のように加える。

なお、いわゆる団塊の世代が高齢期を迎える二千十五年(平成二十七年)からその五年後、十年後である二千二十年(平成三十二年)二千二十五年(平成三十七年)頃、あるいは自らの地域における高齢化のピーク時に目指すべき地域包括ケアシステムを構築することを念頭において、第一第六号中「必要である」を「必要であり、これには喀痰吸引等を実施する介護職員等の確保又は資質の向上に関して必要な施策も含まれる」に改める。

第一第一号2中「可能な限り、居宅において継続して」を「可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した」に改め、「対応するため」の下に「サービス付き高齢者向け住宅(高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十二年法律第二十六号)第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。)」を加え、「第四期」を「第五期」に改め、同号4中「需要を」の下に「的確に」を加え、「要介護者等の実態に関する調査」を「当該市町村が定める区域ごとに被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情等、要介護者等の実態に関する調査(以下「日常生活圈域ニーズ調査等」という。)」に、「要介護者等の実態に関する調査や」を「日常生活圏域ニーズ調査

等」に改め、同号5中「勘案して」の下に「例えば各市町村の高齢化のピーク時までに目指すべき地域包括ケアシステムを構築することを念頭において、中学校区単位等、地域の実情に応じた」を加え、同号6中「都道府県医療費適正化計画」の下に「(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)以下「高齢者医療確保法」という。)第九条第一項に規定する都道府県医療費適正化計画をいう。以下同じ。」を加え、「都道府県計画をいう。」の下に「高齢者居住安定確保計画(高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条第一項に規定する高齢者居住安定確保計画をいう。以下同じ。)」を加え、「又は福祉」を「福祉又は居住」に改め、同6(二)を削り、同6(三)を同6(二)とし、同6(四)中「療養病床の再編成も踏まえ」及び「療養病床の円滑な転換を含めた地域におけるサービスの整備や退院時の相談・支援等に努めることができるとされていること、また、医療計画及びそれに基づく具体的な施策を定めるに当たり」を削り、同6(四)を同6(三)とし、同6(四)中「都道府県医療費適正化計画における平成二十四年度末の療養病床(回復期リハビリテーション病棟である療養病床を除く。)の病床数に関する数値目標を達成することを前提として」を「、都道府県医療費適正化計画における療養病床(回復期リハビリテーション病棟である療養病床を除く。)に関する記述や、療養病床を有する医療機関の転換の意向等を勘察して」に改め、同6(五)を同6(四)とし、同6に次のように加える。

#### (五) 高齢者居住安定確保計画との調和

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護給付等対象サービス等に関する施策を、居住等に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進することが重要である。こうした観点から、介護保険事業計画においては、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標等を定める高齢者居住安定確保計画と調和が保たれたものとすることとする。

第二第二号の見出し中「基本法」の下に「記載」を加え、同号中「市町村介護保険事業計画において定める」「二千十一年(平成二十三年)の介護保険法等の改正において、地域の自主性及び自立性を高めるための見直しが行われたことにより、市町村介護保険事業計画において定めることとする」に改め、同号1の見出し中「及びその見込量の確保のための方策」を削り、同1(一)②中「その体制」の計画的な整備を推進する観点から都道府県が策定した地域ケア体制の整備に関する構想をいふ。以下同じ。において定めた療養病床転換推進計画を適切に反映するとともに、地域における療養病床を有する医療機関に入院している患者の医療サービス及び介護サービスの利用に関する意向を適切に把握し、「を削り、同号に次のように加える。

5 高齢単身・夫婦のみ世帯が高齢世帯の三分の二に達し、家族や地域とのつながりが急速に薄れ、孤立化し、日常生活や介護に不安を抱く高齢者が多くなっていることから、孤立化のおそれのある高齢単身・夫婦のみ世帯の生活支援に留意すること。

第一第二号の見出し中「中期」を削り、同号中「中期的な」を削り、「示すこと。」の次に次のように加える。

なお、いわゆる団塊の世代が高齢期を迎える二千十五年(平成二十七年)からその五年後、十年後である二千二十年(平成三十二年)二千二十五年(平成三十七年)頃、あるいは自らの地域における高齢化のピーク時に目指すべき地域包括ケアシステムを構築することを念頭において、第一第六号中「必要である」を「必要であり、これには喀痰吸引等を実施する介護職員等の確保又は資質の向上に関して必要な施策も含まれる」に改める。

#### 二の二 市町村介護保険事業計画の作成に関する任意記載事項

二千十一年(平成二十三年)の介護保険法等の改正において、地域の自主性及び自立性を高めるための見直しが行われたことにより、市町村介護保険事業計画において地域の実情に応じて定めることなど、介護給付対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策を定めることとする。

1 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策

〔1〕 介護給付対象サービス(介護給付に係る介護給付対象サービスをいう。以下同じ。)の種類ごとの見込量の確保のための方策

市町村介護保険事業計画においては、介護給付対象サービスの事業を行う者の確保に関するための見直しが行われたことにより、市町村介護保険事業計画において地域の実情に応じて定めることなど、介護給付対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策を定めることとする。

必要である。この場合においては、介護給付対象サービスの事業を行つ意向を有する事業者の把握に努めた上で、情報の提供を適切に行つ等多様な事業者の参入を促進する工夫を図ることが必要である。

市町村は、指定地域密着型サービスに係る事務の適切な運営を図るために、指定地域密着型

サービス事業者の指定及び指定の拒否並びに指定地域密着型サービスの該市町村における指定期準及び介護報酬の設定に際し、関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずること等とされていることを踏まえ、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表者、介護給付等対象サービス利用者、費用負担関係者等の関係者の協力を得て委員会を設置するなどの措置を講ずることが必要である。この場合においては、事務を効率的に処理するため、介護保険事業計画作成委員会等を活用しても差し支えない。

なお、平成二十四年四月以降、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護その他の厚生労働省令で定める地域密着型サービスについて、市町村がその見込量の確保及び質の向上のために特に必要があると認めるときは、公募により事業者の指定を行ってができるようになるところである。また、市町村が定期巡回・随時対応型訪問介護看護との普及のために必要があると認めるときは、一定の条件が満たされれば、市町村と協議をして、都道府県が、訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービスの指定を行うことができるようになる。加えて、厚生労働大臣が定める基準により算定した額を上限として、地域密着型サービスの介護報酬を独自に設定できるところである。市町村は、地域の実情に応じ、こうした仕組みの活用も併せ、必要な事業者の参入を確保するため工夫していくことが重要である。なお、この公募指定や市町村協議は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の普及を図るために設けられたものであり、参入の抑制を目的としたものではないことから、市町村においては、こうした趣旨に則つて公募指定や協議を行うことが必要である。また、サービスの質の確保及び向上を図るために、市町村は、公募指定を行った際は、公平かつ公正な選考を行う観点から、適正な選考基準を設けることが必要である。

## (二) 予防給付対象サービス(予防給付に係る介護給付等対象サービス)をいう。以下同じ。)の種類ごとの見込量の確保のための方策

市町村介護保険事業計画においては、予防給付対象サービスの事業を行う者の確保に関することなど、予防給付対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策を定めること。

この場合においては、予防給付対象サービスの事業を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、情報の提供を適切に行う等、多様な事業者の参入を促進する工夫を図ること。

市町村は、指定地域密着型介護予防サービスに係る事務の適切な運営を図るために、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定及び指定の拒否並びに指定地域密着型介護予防サービスの当該市町村における指定基準及び介護報酬の設定に際し、関係者の意見を反映させるために必要な措置を講すること等とされていることを踏まえ、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表者、介護給付等対象サービス利用者、費用負担関係者等の関係者の協力を得て委員会を設置するなどの措置を講すること。この場合においては、事務を効率的に処理するため、介護予防サービスの介護報酬を独自に設定できるところである。市町村は、地域の実情に応じ、こうした仕組みの活用も併せ、必要な事業者の参入を確保するため工夫していくことが重要である。

各年度における地域支援事業をする費用の額及びその見込量の確保のための方策等

(一) 地域支援事業を行う者の確保に関することなど、事業の種類ごとの見込量の確保のための方策を定めること。この場合においては、地域支援事業を行う意向を有する事業者の把握及び適切な情報提供等に努めること。

## (三) 地域包括支援センターの設置及び適切な運営

市町村は、地域包括支援センターの運営に当たっては、①予防給付対象サービス及び介護予防事業(介護予防・日常生活支援総合事業)に係るケアマネジメント、②介護給付等対象サービス、それ以外の保健医療サービス及び福祉サービスその他の各般のサービスに関する高齢者や家族に対する総合的な相談及び支援、③高齢者に対する虐待の防止及びその早期発見を含む権利擁護のために必要な援助、④支援困難ケースへの対応や介護保険サービス以外の地域の様々な関係機関と連携する体制の整備などの包括的かつ継続的なケアマネジメントの支援の四事業を、地域において一體かつ包括的に担う中核拠点であるという性格を十分に踏まえる必要がある。このため、地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員法(昭和二十二年法律第九十九号)に定める民生委員、高齢者の日常生活の支援に関する活動に携わるボランティアその他の関係者との連携に努めなければならない。また、地域包括支援センターは、地域の介護サービス事業者等、関係団体等で構成される運営協議会の意見を踏まえ、その四事業の適切な実施運営、その公正性及び中立性の確保並びに人材の確保が図られるようになることが必要である。

なお、包括的支援事業の委託に当たつては、その実施方針を市町村が明示することが必要である。

## (四) 保健福祉事業に関する事項

第一号被保険者の保険料を財源とする保健福祉事業を行う市町村にあつては、その事業内容等について定めることができること。

### (五) 地域支援事業及び予防給付の実施による介護予防の達成状況の点検及び評価

市町村は、各年度において、介護予防事業(介護予防・日常生活支援総合事業)を行つ場合にあつては、介護予防・日常生活支援総合事業の実施による要介護状態等への移行の程度、予防給付の実施による要介護二以上への移行の程度等の達成状況を分析し、かつ、評価することが必要である。この評価については、厚生労働大臣が別に定める介護予防事業の円滑な実施を図るために指針(平成十八年厚生労働省告示第三百六十六号)(介護予防・日常生活支援総合事業を行う場合にあつては、介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施を図るために指針(平成二十四年厚生労働省告示第八十六号))を踏まえ取り組むことが重要である。

### 介護給付対象サービスの円滑な提供を図るために事業に関する事項

指定居宅介護支援の事業を行う者が、指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスの事業を行つ者と連携して、適切な居宅サービス計画を作成することができるよう、指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者に関する情報の提供のための体制の整備、指定居宅サービスの事業又は指定地域密着型サービスの事業の事業を行う者相互間の情報の交換のための体制の整備等の指定居宅介護支援の事業を行う者の情報の提供のための体制の整備等の指針(平成二十四年厚生労働省告示第八十六号)を踏まえ取り組むことが重要である。

なお、介護給付対象サービスの適切な利用を促進する方策として、情報の提供並びに相談及び援助を適切に行うことができる体制の整備に関する事項を盛り込むこと。

4

予防給付対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るために事業に関する事項  
指定介護予防支援の事業を行う者が、指定介護予防サービス又は指定地域密着型介護予防サービスの事業を行なう者と連携して、適切な介護予防サービス計画を作成することができるよう、指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者に関する情報の提供のための体制の整備、指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者と連携の確保に関する事業その他の予防給付対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るために事業に関する事項を定めること。  
なお、介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村においては、地域の実情に応じて、多様な人材や社会資源を有効に活用した介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な提供を図るために事業に関する事項を定めること。

5

市町村特別給付に関する事項  
都道府県の策定する介護給付適正化計画の内容を十分に踏まえたものとすること。

市町村特別給付を行う市町村にあっては、地域の特色に応じて、各年度における当該市町村特別給付の対象となるサービスの種類ごとの量の見込み、当該サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策等を定めることができること。

介護給付等に要する費用の適正化に関する事項

市町村特別給付を行う市町村にあっては、その事業内

介護給付等に要する費用の適正化に関する事項

都道府県の策定する介護給付適正化計画の内容を十分に踏まえたものとすること。  
また、介護給付等に要する費用の適正化のための事業を行う市町村にあっては、その事業内容等について定めることができること。

療養病床の円滑な転換を図るために事業に関する事項

市町村として講ずる支援措置に関する事項を盛り込むことが必要である。

この場合には、介護施設整備法第五条に規定する市町村への交付金及び高齢者医療確

保法附則第二条に規定する病床転換助成事業の活用方策を示すこと。

介護保険事業計画に位置付けて重点的に取り組むことが望ましい事項

地域包括ケアシステムの実現のため、今後重点的に取り組むことが必要な、①認知症である

被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、②医療との連携に関する事項、

③高齢者の居住に係る施設との連携に関する事項、④その他の被保険者の地域における自立し

た日常生活の支援のために必要な事項を、地域の実情に応じて各市町村が判断のうえ各市町村

が重点的に取り組む事項として選択して計画に位置付け、その事業内容等について定めること

6

第三号を次のように改める。

第三号「都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的記載事項

一千十一年(平成二十三年)の介護保険法等の改正において、地域の自主性及び自立性を高めるための見直しが行われたことにより、都道府県介護保険事業支援計画において定めることとされた各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みに係る事項は、次に掲げる事項その他の別表第四に掲げる事項とする。

1 各年度における療養病床から介護保険施設等への転換分以外の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み  
老人福祉圏域ごとに、各年度の介護専用型特定施設における特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設所者生活介護(以下「介護専用型特定施設入居者生活介護等」という。)に係る必要利用定員総数、介護保険施設の種類ごとの必要人所定員総数(指定介護療養型医療施設にあっては、当該指定介護療養型医療施設の種類ごとに係る必要人所定員総数)その他の介護給付等対象サービスの量の見込みを定めるとともに、その算定に当たつての考え方を示すこと。

7

予防給付対象サービスの量の見込み

また、老人福祉圏域ごとに、各年度の混合型特定施設入居者生活介護(介護専用型特定施設以外の特定施設(以下「混合型特定施設」という。)に入居している要介護者について行われる特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の必要利用定員総数を定めることができる。なお、介護専用型特定施設入居者生活介護等に係る必要利用定員総数及び介護保険施設に係る必要入所定員総数には、指定介護療養型医療施設が介護専用型特定施設入居者生活介護等を提供する施設又は介護保険施設(指定介護療養型医療施設を除く。)に転換する場合における当該転換に伴う利用定員又は入所定員の増加分は含まないものとする。

2 各年度における医療療養病床から介護保険施設等への転換分に係る介護給付対象サービスの量の見込み

各年度における医療療養病床から介護保険施設等への転換分に係る介護給付対象サービスの量の見込みについては、都道府県介護保険事業支援計画を作成しようとするときにおける主に介護が必要とする高齢者が利用している医療機関の介護保険施設等への転換の予定等を把握した上で、1の介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込みとは別にサービスの量の見込みを定めるとともに、その算定に当たつての考え方を示すこと。

なお、医療療養病床が介護専用型特定施設入居者生活介護等を提供する施設又は介護保険施設に転換する場合における当該転換に伴う利用定員又は入所定員の増加分については、1で定める必要利用定員等を把握した上で、1の介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込みには含めないものとする。

また、混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を定める場合においても、医療療養病床が混合型特定施設に転換する場合における当該転換に伴う利用定員の増加分については、1で定める必要利用定員総数には含めないものとする。

3 老人福祉圏域を単位とする広域的調整  
介護給付等対象サービス(指定地域密着型介護予防サービス)の量の見込みについては、都道府県は市町村と意見を交換して、老人福祉圏域を単位とする広域的調整を図ること。この場合においては、老人福祉圏域を単位として介護給付等対象サービスを提供する体制を確保する市町村の取組に協力するとともに、各年度の介護専用型特定施設入居者生活介護等及び混合型特定施設入居者生活介護の種類ごとの必要利用定員総数及び介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数については、介護専用型特定施設入居者生活介護等及び混合型特定施設入居者生活介護の種類ごとの利用定員並びに介護保険施設の種類ごとの入所定員の総数の現状、介護専用型特定施設入居者生活介護等及び混合型特定施設入居者生活介護並びに介護保険施設相互間の利用定員及び入所定員の総数の均衡、在宅と施設のサービスの量の均衡等に配慮すること。

4 市町村介護保険事業計画との整合性の確保  
医療療養病床から介護保険施設等への転換分以外の介護給付等対象サービスの量の見込みについて、市町村介護保険事業計画における数値を老人福祉圏域ごとに集計して、この結果を更に都道府県全域で集計した結果が、都道府県介護保険事業支援計画における数値と一致するよう、都道府県は、市町村と調整すること。

また、医療療養病床から介護保険施設等への転換分に係る介護給付対象サービスの量の見込みについては、市町村介護保険事業計画における数値を老人福祉圏域ごとに集計して、この結果を更に都道府県全域で集計した結果が、都道府県介護保険事業支援計画における数値と一致するよう、都道府県は、市町村と調整すること。

三の二 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する任意記載事項

一千十一年(平成二十三年)の介護保険法等の改正において、地域の自主性及び自立性を高めるための見直しが行われたことにより、都道府県介護保険事業支援計画において地元の実情に応じて定めることとされた事項は、次に掲げる事項その他の別表第四の二に掲げる事項とする。

1 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るために事業に関する事項

(一) 介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備に関する事項

今後の介護サービス基盤の整備を進めるに当たっては、住民にとって最も身近な市町村が主体となって、在宅と施設のサービスの量の均衡を考慮しつつ、日常生活圏において必要なとなる介護サービス基盤全体の整備に関する目標を立て、計画的に整備していくこととなる。

したがって、都道府県においては、その目標達成のための支援及び情報提供並びに市町村が主体となって整備すべき施設等の整備を行うことが重要である。ただし、市町村による施設等の整備であっても、特別養護老人ホームの設置の認可の申請があつた場合、当該申請に係る特別養護老人ホームの所在地を含む老人福祉圏域の入所定員の総数が、当該老人福祉圏域の必要入所定員総数に既に達しているときは、当該認可をしないことができるものとされていること等に鑑み、都道府県の方針と市町村におけるそれぞれの目標について、事前に十分な連携を図ること。

また、広域的な施設等の整備については、広域的な利用に資するものである一方、施設が設置される市町村の住民による施設利用及び費用負担の増大にもつながり得ることに鑑み、介護保険法の規定に基づき、当該市町村の長に対し、相当の期間を指定して、市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見聴取を行い、各市町村における整備目標とその需要を十分に踏まえたものとすること。

(二) ユニット型施設の整備に係る計画に関する事項

老人福祉圏域ごとに、参酌標準(都道府県介護保険事業支援計画において地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設における生活環境の改善に係る参照すべき標準として別表第五に掲げるものをいう。)を参考として、各年度の地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設の改修を含めたユニット型施設の整備に係る計画を定めること。

(三) ユニット型施設の整備の推進のための方策に関する事項

老人福祉圏域ごとに各年度の地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設のユニット型施設の整備の推進のための方策を定めること。

なお、大規模改修、改築等に合わせたユニット型施設への改修の推進についても考慮するものとする。

2 介護サービス情報の公表に関する事項

介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に介護サービスを利用する機会を確保するため、法第五章第十節の規定による介護サービス情報の公表に係る体制の整備をはじめとする介護サービス情報の公表に関する事項を定めること。

3 介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項

介護サービスを利用専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項(介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の見込数を含む。)を定めること。この場合においては、介護支援専門員養成事業のほか、都道府県人材センター事業、都道府県看護職員確保センター(ナースセンター)事業等も含め、介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の養成、就業の促進等に関する事項を盛り込むことが望ましい。

その際、介護支援専門員については、介護支援専門員証の有効期間の更新時の研修が義務化されたことを踏まえ、当該研修を円滑に受講ができるよう、職能団体等との連携を十分に図りつつ、体制整備を図ること。

介護職員については、介護職員基礎研修の創設など、養成研修の充実や、認知症高齢者に対するケア及びターミナルケアなどの専門性を高めるための研修並びにチームリーダーとなる者に対する研修等の実施が必要であることを踏まえ、これらの研修が適切に実施されるよう、体制整備を図ること。

さらに、これらの研修について、現任者が働きながら受講しやすいものとすること。

また、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスについては、個別性の高いケアが求められ、より専門性が必要となるため、市町村と十分に連携しながら、サービス従事者の質の確保を図つていくこと。

4 介護給付対象サービスの円滑な提供を図るために事業に関する事項

介護保険施設においては、利用者がその要介護状態区分等に応じて最も適切な介護を受けることができるよう、利用者の希望を最大限に尊重しながら、利用者を居宅に復帰させることを目指すことが求められること等に鑑み、介護保険施設の入退所(介護保険施設相互間の転所を含む。)を円滑にするための体制の整備等の介護保険施設相互間の連携の確保に取り組むこと。

介護保険施設ににおいては、利用者がその要介護状態区分等に応じて最も適切な介護を受けることができるよう、利用者の希望を最大限に尊重しながら、利用者を居宅に復帰させることを目指すことが求められること等に鑑み、介護保険施設の入退所(介護保険施設相互間の転所を含む。)を円滑にするための体制の整備等の介護保険施設相互間の連携の確保に取り組むこと。

介護保険施設における事業その他の介護給付対象サービスの円滑な提供を図るために事業に関する事項を定めること。

なお、介護給付対象サービスの適切な利用を促進する方策として、情報の提供並びに相談及び援助を適切に行うことができる体制の整備に関する事項を盛り込むこと。

5 予防給付対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るために事業に関する事項

予防給付対象サービスの適切な利用を促進する方策として、情報の提供並びに相談及び援助を行なうなど、市町村におけるこれらのサービス又は事業が効果的かつ効率的に実施されるよう必要な支援に関する事項を盛り込むこと。

6 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項

都道府県において策定する介護給付適正化計画の内容も十分に踏まえることが必要である。また、介護給付等に要する費用の適正化のための事業を行なう都道府県にあつては、その事業内容等について定めることが望ましい。

7 療養病床の円滑な転換を図るために事業に関する事項

療養病床の円滑な転換を促進するため、療養病床に入院している患者、住民及び医療機関等への情報の提供及びこれらの者からの相談への対応を行うことができる体制の整備に関する事項並びに都道府県として講ずる支援措置に関する事項を盛り込むこと。

この場合においては、介護施設整備法第五条に規定する市町村への交付金及び高齢者医療確保法附則第二条に規定する病床転換助成事業の活用方策を示すこと。

8 財政安定化基金の取崩しに関する事項

介護保険法附則第十条において、財政安定化基金を取り崩すかは都道府県を中心としたところである。具体的にどの程度の額を取り崩すかは都道府県で判断することとなるが、都道府県は、財政安定化基金を取り崩したときは、取り崩した額(市町村への交付分及び国への納付分を除く。)を介護保険に係る事業に要する経費に充てるよう努めるとともに、当該事業の内容等に関する事項を定めること。

第一第四号<sup>1</sup>中「平成二十一年度からの第四期」を「平成二十四年度からの第五期」に、「平成二十一年度」を「平成二十三年度」に改め、同号<sup>2</sup>中「第五期」を「第六期」に、「平成二十三年度中に平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十六年度中に平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改める。

第二第一号中「情報」の下に「介護保険制度の理念等を含む。」を加え、第三第二号中「平成二十一年度からの第四期」を「平成二十四年度からの第五期」に改め、第三の次に次のように加える。

**第四 東日本大震災における被災自治体の介護保険事業計画の策定について**  
東日本大震災により甚大な被害を受けた地方自治体（以下「被災自治体」という。）においては、高齢者等の実態把握のための十分な体制を整えることや、介護保険事業計画の策定に向けた準備作業が困難な場合があるため、第五期介護保険事業計画の策定については、この指針にかかわらず、被災自治体の実情に応じて弾力的な取扱いを行つても差し支えないこととする。

## 別表第一の二

事項	一 市町村介護保険事業計画の基本理念等	二 平成二十六年度目標値の設定
	市町村介護保険事業計画に係る法令の根拠、趣旨、基本理念、目的等を定めること。	
三 一 市町村介護保険事業計画の作成のための体制	市町村介護保険事業計画の作成に当たっては、地域密着型介護連携の実現を目指す。また、被保険者の状況等を反映した事業計画の作成に係る市町村の役割を明確化する。 市町村介護保険事業計画の作成に当たっては、地域密着型介護連携の実現を目指す。また、被保険者の状況等を反映した事業計画の作成に係る市町村の役割を明確化する。	
四 要介護者等の実態の把握	市町村介護保険事業計画の作成に当たっては、地域密着型介護連携の実現を目指す。また、被保険者の状況等を反映した事業計画の作成に係る市町村の役割を明確化する。 市町村介護保険事業計画の作成に当たっては、地域密着型介護連携の実現を目指す。また、被保険者の状況等を反映した事業計画の作成に係る市町村の役割を明確化する。	
五 被保険者の現状	市町村介護保険事業計画の作成に当たっては、地域密着型介護連携の実現を目指す。また、被保険者の状況等を反映した事業計画の作成に係る市町村の役割を明確化する。 市町村介護保険事業計画の作成に当たっては、地域密着型介護連携の実現を目指す。また、被保険者の状況等を反映した事業計画の作成に係る市町村の役割を明確化する。	
六 施設の現状 介護給付等対象サービスの現状	市町村介護保険事業計画の作成に当たっては、地域密着型介護連携の実現を目指す。また、被保険者の状況等を反映した事業計画の作成に係る市町村の役割を明確化する。 市町村介護保険事業計画の作成に当たっては、地域密着型介護連携の実現を目指す。また、被保険者の状況等を反映した事業計画の作成に係る市町村の役割を明確化する。	
七 各年度における被保険者の状況の見込み	市町村介護保険事業計画の作成に当たっては、地域密着型介護連携の実現を目指す。また、被保険者の状況等を反映した事業計画の作成に係る市町村の役割を明確化する。 市町村介護保険事業計画の作成に当たっては、地域密着型介護連携の実現を目指す。また、被保険者の状況等を反映した事業計画の作成に係る市町村の役割を明確化する。	
八 各年度における介護給付等対象サービスの見込量の確保のための方策	市町村介護保険事業計画の作成に当たっては、地域密着型介護連携の実現を目指す。また、被保険者の状況等を反映した事業計画の作成に係る市町村の役割を明確化する。 市町村介護保険事業計画の作成に当たっては、地域密着型介護連携の実現を目指す。また、被保険者の状況等を反映した事業計画の作成に係る市町村の役割を明確化する。	

「医療費」欄に記載する「平成23年度末に廃止される」が「平成23年に制度完結が行われ、平成23年度末までの廃止期限が平成29年度末まで延長された。なお、廃止方針を維持し、新たな指定は行わないこと」とされた」「第4期」と「第5期」とある。

<b>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</b> <b>複合型サービス</b>	<b>定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスは、居宅要素介護者の数及びその地域の利用に関する意向などその地域の実情を勘案して、量の見込みを定めること。</b>
---	---

医療機関（県立病院）と都道府県医療費適正化計画における平成24年度末の療養病床（回復期）ハビリテーション病棟である療養病床を除く。）の病床数に関する数値目標を端を達成するため、第4期」が「第5期」と「平成21年度～23年度」が「平成24年度～26年度」となる。

別表第三

一 老人福祉圏域の設定		二 介護給付等対象サービスの量の見込み	
別表第四の二		別表第四の一	
事項		内容	
三 都道府県介護保険事業 支援計画の作成のため 体制	一 都道府県介護保険事業 支援計画の 基本理念等 の目標	内	内
二 平成二十六年度目標 の設定	内	内	内
市会局等の連携の状況等を定めること。 とくに、都道府県の間で、 都道府県の運営する介護保険事業支援計画の作成に係る都道府県の関係部 門との連携の実現を図ること。 また、都道府県の運営する介護保険事業支援計画の作成に係る都道府県の関係部 門との連携の実現を図ること。	別表第四の二に次の一表を加える。  別表第四の二	別表第四の一	別表第四の二

別表第四の二

十七、都道府県介護保険事業支援計画の達成状況の点検及び評価	各年度における市町村介護保険事業計画の達成状況に係る市町村の点検及び評価を基礎として、各年度における都道府県介護保険事業支援計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。
十八、その他介護保険事業実施を支援するための都道府県が必要と認める事項	介護保険事業に関する情報の提供等の介護保険事業の趣旨の普及発展のための都道府県が必要と認める事項を定めること。
別表第五中「第4期」を「第5期」に、「平成21年度～23年度」を「平成24年度～26年度」に改める。	
○厚生労働省告示第百八十四号	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）附則第十三条の四第四項、附則第十四条の三、第四項及び附則第十四条の四第四項並びに高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）の規定に基づき、平成二十四年度における同法による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を次のようく定めたので、同令第四十七条第一項、附則第十九条の二及び附則第二十四条の規定により公示する。
平成二十四年三月一十九日	厚生労働大臣 小宮山洋子
区 分	率 又 は 額
高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（以下「省令」という。）第三条に規定する前高齢者交付算定率	○・〇〇三四五〇
省令第五条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率	一・〇七二七一
省令第八条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率	一・〇一九三〇
省令第九条第三項に規定する概算補正係数	一・〇四九四〇
省令第十一条に規定する一人平均前期高齢者給付費見込額	四一二、一六〇円
省令第十五条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率	一・〇五三九
省令第十六条第一項第二号に規定する一人平均前期高齢者給付費額	三九一、六三四円
省令第十七条第一項第一号に規定する前期高齢者納付算定率	〇・〇〇一五九四
省令第十八条第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める率	一・〇六二八四
省令第十八条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率	マイナス〇・三七〇四
省令第十九条の二に規定する加入者一人当たり負担調整対象見込額	一・二三四六六
省令第二十条の二に規定する加入者一人当たり負担調整対象額	〇・九八七三六
省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額	六十二円
省令第三十六条において準用する省令第三条に規定する後期高齢者支 援算定率	三円六十銭
省令第三十七条第一号に規定する厚生労働大臣が定める率	〇・〇〇三九一五

省令第三十七条第一号に規定する厚生労働大臣が定める率	一・〇五七六〇
省令第三十八条に規定する加入者一人当たり負担見込額	四九、五三三円
省令第四十条に規定する加入者一人当たり負担額	四三、九九九円
省令第四十一条において準用する省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額	三円七十銭
省令附則第十八条の一に規定する加入者一人当たり負担見込額	二円七十八銭
省令附則第十九条において準用する省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額	三十六銭
省令附則第十九条において準用する省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額	〇・〇〇〇六一三七五
高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）附則第十三条の四第四項に規定する納付金概算拠出率	〇・〇〇〇五三四九三
法附則第十三条の五第四項に規定する納付金確定拠出率	〇・〇〇〇六五七三四三
法附則第十四条の三第四項に規定する支援金概算拠出率	〇・〇〇〇五八四三一六
法附則第十四条の四第四項に規定する支援金確定拠出率	〇・〇〇〇五八四三一六
○厚生労働省告示第百八十五号	高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）第四十七条第一項の規定に基づき、平成二十四年度における全保険者平均前期高齢者加入率を公示する。
平成二十四年三月一十九日	厚生労働大臣 小宮山洋子
区 分	率
高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（以下「省令」という。）第十条第一項に規定する全保険者平均前期高齢者加入率見込値及び平成二十一年度における全保険者平均前期高齢者加入率を公示する。	〇・一二八八四七三七
省令第十五条において準用する省令第十条第一項に規定する全保険者平均前期高齢者加入率	〇・一二四七一〇〇四
○厚生労働省告示第百八十六号	健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなほその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第五十六条第四項並びに健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条の規定によりなほその効力を有するものとされた健健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）第八条の規定による廃止前の老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令（昭和六十年厚生省令第六号）の規定に基づき、平成二十四年度における健康保険法等の一部を改正する法律附則第二十八条の規定によりなほその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令（平成二十年厚生省令第六号）の規定により公示する。
平成二十四年三月一十九日	厚生労働大臣 小宮山洋子
区 分	率 又 は 額
健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなほその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第五十六条第四項並びに健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条の規定によりなほその効力を有するものとされた健健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）第八条の規定による廃止前の老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令（昭和六十年厚生省令第六号）の規定に基づき、平成二十四年度における健康保険法等の一部を改正する法律附則第二十八条の規定によりなほその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令（平成二十年厚生省令第六号）の規定により公示する。	〇・一二三〇〇〇三三

○農林水産省告示第八百四十三号  
農業協同組合法施行規則(平成  
同項の農林水産大臣が別に定める

十七年農林水産省令第一(一七七号)第二百七条第二項の規定に基づき、事項を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十四年二月二十九日 農林水産大臣 鹿野道彦  
農業協同組合法施行規則（以下「規則」という。）第二百七条第一項の農林水産大臣が別に定める  
規則並びに規則による規則

事項は、少くとも事実とす。一対象役員（農業組合組合法（昭和二十一年法律第二百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行ふ農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下「組合」という。）の役員（組合の常務に従事しな

い者を除くことができる。」をいい、直近の事業年度中に退任した者を含む。以下同じ。」及び対象職員等（組合の対象役員以外の役員及び職員（直近の事業年度中に退任又は退職した者を含む。）

「この身にあたる所として、最も重要なものは、政治の運営である。政治の運営をめぐる問題は、必ずしも、その他の報酬等に関する事項を含む。以下に、その項において同じく、その報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する事項を列記する。

二、対象役員及び対象職員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項  
三、対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等

## 四 の報酬等と業績の連動に関する事項 四 対象員員及び対象職員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

2 王 前項に掲げるもののほか、朝鮮等の關係に關する事項を規定する。すなはち組合が子会社等（農業協同組合第五条の四）を有する場合における規則等（二百七十九条第二項の農林水産大臣が別に定める事項は、前項各号に掲げる事項のうち）。

か、次に掲げる事項とする。  
一、対象役員及び対象職員等（組合の対象役員以外の役員及び職員並びにその主要な連結子法人等

(農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令(平成五年農林水産省令第一号))

子法人等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。以下この項において同じ)を受ける者のうち、組合及びその主要な連絡子法人等の業務及び財産の状況に重要な

な影響を与える者をいう。以下この項において同じ。)の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、横成及び職務に関する

二 事項  
対象役員及び対象職員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項  
対象役員及び対象職員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

四 三  
三の報酬等と業績の連動に関する事項  
四の報酬等と業績の連動に関する事項  
四の報酬等と業績の連動に関する事項

○農林水産省告示第八百四十四号  
五 前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第一項の規定に基づき、平成二十三年五月二十四日付けをもって次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定

農林水産大臣 鹿野 道彦  
農林水産大臣 田中 勝也  
農林水産大臣 森喜朗

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	称	住所
有効期限が平成26年5月24日となつたもの				

生第23863号 加工りん酸肥 46重焼燐  
料 生第45748号 加工りん酸肥 40苦土重焼燐 1号